

2025年度 法科大学院

第3期入学試験問題

3 時限

刑法

(論文式)

試験時間 50 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[刑法]

以下の事例における、X、Y、及びZの罪責について論じなさい。

(事例)

- 1 V (7歳) は、Y (父) とZ (母) との間の子供であるが、難治性疾患である1型糖尿病に罹患しており、その生命を維持するためには、自宅でのインスリンの投与が不可欠であった。そこで、YとZは、Vを診断した医師の指示に従い、自宅にてVにインスリンを投与していた。YとZは、診断した医師から、「インスリン投与をやめた場合、意識障害や昏睡が起こり、ひどい場合は衰弱死する可能性がある」旨聞かされていた。
- 2 その後、YとZは、X (非科学的な力により難病を治療する能力があると標榜する者) と知り合った。
Zは、Vが1型糖尿病に罹患したことに強い精神的衝撃を受けており、何とか完治させたいと考え、わらにもすがる思いで、Xに、Vの治療を依頼した。
- 3 その際、Xは、Zから、Vはインスリンを投与しなければ生きられない旨の説明を受け、その旨認識していたが、Vに対して治療と称する行為を開始した。その行為とは、Vの状態を透視し、遠隔操作をするなどというものであったが、ZはXを信頼し、その指示に従うようになった。
- 4 その後、Xは、YとZに対して、インスリンは毒であるからVにインスリンを投与してはならないと指示した。YとZは、この指示に従ったところ、Vの症状は悪化して軽度の意識障害が起こったが、Vを医療機関に入院させインスリン投与治療を受けさせた結果、Vは体調を回復して退院することになった。医師の指導を受けたYとZは、Vの退院後インスリンの投与を開始した。
- 5 これに対して、Xは、Zに対し、Vを病院に連れて行き、インスリンの投与を再開したことを強く非難した。そして、Vの症状が悪化したのはXの指導を無視した結果であり、Xの指導に従わず、病院の指導に従うのであればVは助からない旨繰り返し述べ、Vにインスリンを投与しないよう脅しめいた文言を交えた執ようかつ強度の働きかけを行った。そのため、Zは、Xの指導に従う以外にないと錯乱した状態に陥った。Xは、Zのこの状態を認識した上で、Zに対する指導を続けた。
- 6 Xは、Yに対しては、Zを介してVへのインスリンの不投与を指示した。Yは、Xの治療法に半信半疑の状態であったが、Zの説得もあって、結局、YはXの指示に従った。
- 7 こうして、YとZは、Vへのインスリンの投与を中止した。
- 8 その後、Vの体調が急変し、医療機関に救急搬送されたが、そこに到着した時点でVの死亡が確認された。死因は、インスリンの不投与に因る衰弱死であることが、確認された。